

## 第5章 施策の展開

がん対策のための取組は次のとおりです。なお、★は中間見直しにより、計画に追加掲載する事業です。

### 1 がんの予防と早期発見の推進

#### (1) 予防の推進

成果指標(再掲)

大分野	小分野	成果指標	中間見直し時の現状値	計画最終目標(R8)	出典
がんの予防と早期発見の推進	予防の推進	20歳以上の喫煙率	男性 22.2% 女性 7.0% (R4)	男性 19.6% 女性 6.4% (R7)	国民生活基礎調査
		高校生喫煙率	1.1% (高校生男子)(R4)	0% (R7)	静岡市健康・食育に関する意識・生活アンケート調査
		適正体重を維持している者の割合	男性 63.5% 女性 59.9% (R4)	男性 64.3% 女性 61.7% (R7)	
		ハイリスク飲酒者の割合	男性 11.0% 女性 5.7% (R4)	男性 10.8% 女性 5.6% (R7)	
		運動習慣のある者の割合	男性 26.5% 女性 24.9% (R4)	男性 27.4% 女性 26.2% (R7)	
		HPVワクチン接種実施率	36.0% (R4)	52.0%	
		B型肝炎ワクチン接種実施率	100.7% (R4)	100.0%	静岡市算出

取組内容

#### ア がんを予防する生活習慣の普及啓発

事業名	事業の概要
① 小・中学生・高校生向け喫煙防止教室	児童・生徒の生活の質の向上を図るため、小・中学生・高校生に対して、タバコによる健康被害等タバコに関する知識を学ぶ機会を提供します。 また、児童・生徒を通じて、家庭や地域社会に対してもタバコの正しい知識を普及することで、受動喫煙防止を図ります。
② 健康教育・健康相談	がん予防を含め、健康に関する個別の相談について、必要な指導及び助言を行います。
③ 元気静岡マイレージ	市民の健康づくりの取組のきっかけづくりとし、健康意識を高め、健康増進を図ります。
④ がん予防に関する図書展示	がんについて、理解度の向上や生活習慣の改善方法など幅広く、がん予防に関する図書展示を実施します。
⑤ フィットネス講座	勤労者福祉センター(市内3カ所)で、勤労者及びその他一般市民を対象にフィットネス講座を開催します。

⑥	市政出前講座「今日から行こう、がん予防！」	市政出前講座を開催し、市民に対しがん予防について普及啓発します。
⑦	生涯学習施設における「がん予防の推進」に資する講座の開催	生涯学習施設において「がん」をテーマとした講座を開催し、がん予防への支援・普及啓発を行います。
⑧	禁煙支援事業	医療機関において禁煙治療を完了した20歳以上の方に対して、治療に要した経費の一部を補助します。
⑨	★ スポーツイベント等の実施	市民大会等の各種スポーツイベントを実施します。
⑩	★ 市有スポーツ施設におけるスポーツ教室及びスポーツイベントの実施	市有スポーツ施設において、子どもから高齢者まであらゆる世代を対象としたスポーツ教室及びスポーツイベントを実施します。
⑪	★ スポーツ推進委員を通じたスポーツイベントの実施	市が委嘱した地域のスポーツ推進委員を通じて、ファミリーバドミントンやスカイクロス等ニュースポーツを中心としたスポーツイベントを実施します。

#### イ 受動喫煙防止のための環境整備

事業名	事業の概要
⑫ 受動喫煙防止対策	民間施設での望まない受動喫煙を防止するため、健康増進普及月間や飲食店組合等の講習会の場を活用しつつ制度の周知を図ります。
⑬ 庁舎の受動喫煙対策	静岡庁舎・清水庁舎・駿河区役所の各庁舎については、令和元年7月1日から敷地内禁煙を実施しています。 なお、静岡庁舎については、受動喫煙の影響を受けない距離を確保したうえで、改正後の健康増進法に規定する「特定屋外喫煙場所」を本館地下1階(屋外)及び新館低層棟屋上に設置しています。

#### ウ 食生活改善の推進

事業名	事業の概要
⑭ 食生活改善事業	静岡市健康爛漫計画(第3次)及び第4次食育推進計画に基づいた事業を実施していきます。

#### エ 感染症対策の推進

事業名	事業の概要
⑮ ★ HPV ワクチン接種	対象年齢の市民に対し無料で予防接種を実施します。
⑯ ★ B型肝炎ワクチン接種	対象年齢の市民(0歳児)に対し無料で予防接種を行うことにより、キャリアになることを未然に防ぎ、肝がんを予防します。

(2) 早期発見の推進

成果指標(再掲)

大分野	小分野	成果指標	中間見直し時の現状値	計画最終目標 (R8)	出典
がんの予防と早期発見の推進	早期発見の推進	がん検診受診率			静岡市算出
		胃がん (50歳～69歳)	11.3%	30%	
		肺がん (40歳～69歳)	19.7%	28%	
		大腸がん (40歳～69歳)	24.4%	27%	
		子宮頸がん (20歳～69歳)	53.9%	60%	
		乳がん (40歳～69歳)	39.7%	47%	
	精密検査受診率			90%	静岡市算出
	胃がん	81.1%			
	肺がん	69.4%			
	大腸がん	56.4%			
	子宮頸がん	58.1%			
	乳がん	74.9%			

取組内容

ア がん予防への支援・普及啓発

事業名	事業の概要
⑰ 健診まるわかりガイドの配布	がん検診、特定健診、歯周病検診等の受診方法や医療機関一覧が記載されているガイドを全世帯に配布します。
⑱ 肝炎ウイルス検査	肝炎ウイルス検査を実施し、肝炎患者の早期発見をすることにより、肝炎ウイルス感染に起因する肝細胞がんを予防します。

イ がん検診の受診勧奨


(ア) 効果的な受診勧奨の実施

事業名	事業の概要
⑲ がん検診の個別受診勧奨 (ナッジ理論を活用)	がん検診を不定期で受診している方にターゲットを絞り受診勧奨通知を送付します。通知内容には、ナッジ理論を活用した記載方法を取り入れます。 ※ナッジ理論は、文言や表現を工夫し、さりげない働きかけを行うことにより、企画者が意図する行動に自発的に誘導すること。
⑳ 無料クーポン券配布	国の要綱に基づき、年齢等の一定要件を満たす市民に対し、子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券を送付します。

(イ) より多くの受診機会の提供

事業名	事業の概要
㉑ サンデー健診	平日に検診を受診する機会がない方を対象に、日曜日にがん検診・特定健診・歯周病検診を実施します。
㉒ 託児付き検診	乳幼児を持つ母親を対象に、乳がん・子宮頸がん検診の際に、無料の託児サービスを実施します。

ウ がん検診の精度管理の充実

事業名	事業の概要
㉓  がん検診の精度管理	がん種ごと精度管理部会を開催し、検診の精度管理を実施します。 (胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん)
㉔ 要精密検査受診率の向上	がん検診を実施した医療機関と連携し、精密検査未受診者を正確に把握して、受診勧奨等を実施します。



(3) がん教育とがん予防の普及啓発の充実

成果指標(再掲)

大分野	小分野	成果指標	中間見直し時の現状値	計画最終目標(R8)	出典
がんの予防と早期発見の推進	がん教育とがん予防の普及啓発の充実	生涯のうちに約2人に1人ががんにかかること推計されていることの認知度	54.5% (R5)	60%	静岡市市民意識調査

取組内容

ア 学校におけるがん教育の推進

事業名	事業の概要
⑳ がん教育推進協議会の開催	がん教育を推進するための取組について検討すること、がん教育計画を作成すること、事業成果の検証をすること等を目的に、医療関係者や教育委員会等を構成員として会議を開催し、関係者と協力しながらがん教育を実施します。
㉑ ★ がん教育によるがん予防の充実	生徒が「がん」に関する正しい知識や予防の大切さについて理解を深めることができるよう、がん教育を実施します。
㉒ 外部講師を活用した「がんに関する授業」の実施	生徒が「がん」に関する正しい知識や予防の大切さについて理解を深め、主体的に健康で安全な生活を送るための行動選択ができる実践力を高めるため、専門医を講師に招いて授業を実施します。

イ がん予防への支援・普及啓発(再掲)

事業名	事業の概要
㉓ 健診まるわかりガイドの再配布	がん検診、特定健診、歯周病検診等の受診方法や医療機関一覧が記載されているガイドを全世帯配布します。
㉔ 再 肝炎ウイルス検査	委託医療機関にて肝炎ウイルス検査を実施し、肝炎患者の早期発見をすることにより、肝炎ウイルス感染に起因する肝細胞がんを予防します。

2 がん患者等の支援の充実

(1) 相談体制・情報提供体制の充実

成果指標

大分野	小分野	成果指標	中間見直し時の現状値	計画最終目標(R8)	出典
がん患者等の支援の充実	相談体制・情報提供体制の充実	地域がん診療連携拠点病院の数	2病院	2病院	静岡県算出
		ハローワークと連携した就職支援を行っている拠点病院の数	2病院	2病院	静岡県算出

取組内容

ア 相談・医療提供体制の充実

事業名	事業の概要
㉕ ★ がん相談支援センター	がんに関する総合的な相談に応じます。当院に受診しない方の相談にも応じます。
㉖ 患者相談	静岡市立清水病院に「がん化学療法看護認定看護師」や「がん薬物療法専門薬剤師」を配属し、入院や外来での抗がん剤治療等を受ける患者さんやご家族の不安や迷いを聞き、少しでも不安を解消し、納得して治療を受けることができるように支援します。
㉗ 医療安全支援センター「ほっとはあと」	医療安全相談に関する必要な知識・経験を有する看護師等の相談員を配置した相談窓口において、がんの罹患者を含めた患者及び家族等からの医療に関する相談対応等を実施します。
㉘ がんサバイバー交流会の場の提供	がんサバイバー(がんと診断された方など)が交流できる会の場の提供を行います。
㉙ ★ 市立病院に対する負担金の支出	市立病院が地域においてその役割を果たすために行う事業のうち、独立採算に馴染まない経費等について、設立団体である市が負担金を支出します。

イ 情報提供の充実と普及啓発

事業名	事業の概要
㉚ ★ 医療機関に関する情報提供	医療機関に関する情報提供をするとともに、診断および治療などに関する地域の医療機関との連携を実施します。
㉛ ★ アピアランスケアに関する情報提供	がん患者のアピアランスケア(脱毛時のケア、皮膚ケア等)に関する支援を実施します。

③⑤	がんと共に生きる静岡市民を応援する特設ページ・ガイドブックを作成	たとえがんにかかったとしても生涯を通じて自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、がんと診断された方に役立つ情報をまとめたインターネット上の特設ページやガイドブックを作成します。
③⑥	★ 市民向け「正しい知識」の普及啓発	がんに関する「正しい知識」を普及啓発するため、広報媒体による情報発信を行います。
③⑦	市政出前講座「上手な医療のかかり方」	医療に関する疑問や不安、不満などを感じた時、医療安全支援センターに寄せられた様々な相談を紹介しながら、医療者と患者のコミュニケーションについて参加者と一緒に考えていきます。

ウ 事業所・就労(希望)者に対する支援による治療と仕事の両立支援

	事業名	事業の概要
③⑧	★ 治療と仕事の両立支援	静岡産業保健総合支援センターと連携し、がんの治療と仕事の両立支援事業を実施します。 また、就労支援に関して、ハローワークと連携し、出張相談などを実施します。(月1回)
③⑨	労働相談	治療と仕事の両立など、労働条件に関する様々な疑問・悩みをお持ちの方に対する相談支援を実施します。
④⑩	がん患者補整具購入費助成	がん治療による外見の変貌により、それを補完する補整具が必要となり、又は必要になると想定される方に、購入する費用を助成します。
④⑪	「らしく、働く」環境を普及啓発	がんにかかったとしても「らしく、働く」ことができる環境の普及啓発を行います。



(2) 若年がん患者・在宅医療等への支援

成果指標(再掲)

大分野	小分野	成果指標	中間見直し時の現状値	計画最終目標	出典
がん患者等の支援の充実	若年がん患者・在宅医療等への支援	在宅看取り率(がん患者のみ)	35.2%(R3)	38.7%	厚生労働省「人口動態調査」から静岡市算出

取組内容

ア 若年がん患者等への支援

	事業名	事業の概要
④②	病気療養児への教育	県と協力して、小児がん患者を含めた病気で療養している子どもを対象に病院内等で教育を行うなど、療養児に対する教育の機会を保障していきます。
④⑩	がん患者補整具購入費助成(再掲)	がん治療による外見の変貌により、それを補完する補整具が必要となり、又は必要になると想定される方に、購入する費用を助成します。
④③	若年がん患者等生殖機能温存治療費補助	がん治療により生殖機能が低下し、又は失われる可能性がある医師に診断された43歳未満の方に対して、生殖機能温存治療費を補助します。
④④	★ 公共施設の男性用トイレへのサニタリーボックス設置	がんの手術や加齢による影響で、尿漏れパッドを着用する男性が、外出時に使用済みのパッドを持ち帰ることなく処分できるよう、公共施設の男性用トイレへのサニタリーボックス設置を進めます。

イ 在宅医療・介護の提供体制の整備

	事業名	事業の概要
④⑤	★ 緩和ケアフォローアップ研修会の開催	がん在宅緩和ケア促進事業として、緩和ケアフォローアップ研修会を開催します。
④⑥	在宅医療・介護連携推進事業	地域における医療・介護の関係機関が連携して、多職種協働により在宅医療・在宅介護を一体的に提供できる体制を構築するため、静岡市在宅医療・介護連携協議会において、在宅医療・在宅介護の連携に関する協議を行い、事業計画に基づく取組を実施します。
④⑦	★ ACPの理解促進	終末期医療に対する希望や人生の最終段階の医療、もしもの場合の話し合い・相談などを進め、本人らしい最期の在り方を考えてもらうために、市民や専門職への啓発を行います。

④⑧	若年がん患者等在宅療養生活支援補助	在宅療養生活をしているがん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り)患者に対して、居宅サービス等を利用する費用を補助します。
④⑨	がん末期在宅介護支援事業補助金	介護保険の要介護(要支援)認定申請の結果、非該当になった末期がんの方に対し、在宅介護に必要なサービスの利用について費用の一部を補助します。

### (3) つなぐ・支えるプロジェクトの推進

	事業名	事業の概要
③⑤再	がんと共に生きる静岡市民を応援する特設ページ・ガイドブックを作成	たとえがんにかかったとしても生涯を通じて自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、がんと診断された方に役立つ情報をまとめたインターネット上の特設ページやガイドブックを作成します。
③①再	がんサバイバー交流会の場の提供	がんサバイバー(がんと診断された方など)が交流できる会の場の提供を行います。
④①再	「らしく、働く」環境を普及啓発	がんにかかったとしても「らしく、働く」ことができる環境の普及啓発を行います。
④③再	生殖機能温存治療に対する支援を実施(若年がん患者等生殖機能温存治療費補助)(再掲)	がん治療により生殖機能が低下し、又は失われる可能性があるとして医師に診断された43歳未満の方に対して、生殖機能温存治療費を補助します。
④⑧再	在宅療養生活に対する補助を実施(若年がん患者等在宅療養生活支援補助)(再掲)	在宅療養生活をしているがん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り)患者に対して、居宅サービス等を利用する費用を補助します。
④⑨再	がん末期在宅介護支援事業を実施(がん末期在宅介護支援事業補助金)(再掲)	介護保険の要介護(要支援)認定申請の結果、非該当になった末期がんの方に対し、在宅介護に必要なサービスの利用について費用の一部を補助します。
④⑩再	アピアランスをケアする助成の実施(がん患者補整具購入費助成)(再掲)	がん治療による外見の変貌により、それを補完する補整具が必要となり、又は必要になると想定される方に、購入する費用を助成します。

これまで取り組んできた支援制度の創設・運用等に加え、がん患者向けの特設ページ・ガイドブックの作成、がんサバイバー交流会や「らしく、働く」環境の普及啓発のための「治療と仕事の両立支援セミナー」の開催等の新たな事業を開始しました。

今後は、これらに加え、正しい知識の普及啓発に取り組んでいきます。

## 第6章 計画の中間評価・見直し体制及び計画の推進体制

### 1 計画の中間評価・見直し体制

計画の中間評価・見直しにあたり、市民意識調査等を行うとともに、本市の附属機関である「静岡市がん対策推進協議会」への諮問を行い、同協議会からの答申を経て策定しました。また、パブリックコメントの実施を通じて、市民の皆さんからご意見を伺いました。

### 2 計画の推進体制

#### (1) 計画の公表

本計画策定後、本計画及びがん対策に関する取組について、市ホームページ・広報紙・静岡市健康長寿のまちづくり専用ウェブサイト(まるけあネット)への掲載、パンフレットの配布、民間企業と連携したイベントでの周知など様々な媒体や方法を活用して情報発信をしてきました。

今後も引き続き、積極的な情報発信を実施していきます。

#### (2) 静岡市がん対策推進協議会における体制

計画の着実な推進に向けて、「静岡市がん対策推進協議会」を中心にPDCAサイクルによる進行管理を実施します。

#### (3) 静岡市議会への報告

毎年度、本市のがん対策に関する施策の実施状況を議会に報告しています。今後も継続して実施します。

#### (4) 計画の進捗管理

本計画は、毎年度成果指標及び取組の進捗状況確認を行うとともに、令和5(2023)年度に中間評価・中間見直しを実施しました。今後は、計画最終年度である令和8(2026)年度に総合評価を行います。

#### (5) 関係機関との連携

静岡市がん対策推進条例の前文には、「市民一人ひとりが、がんを正しく知り、幼少期から健康的な生活習慣と知識を身に付け、がんの予防や早期発見に努めるとともに、適切な医療や支援により、がん患者とその家族の不安や負担を和らげ、地域で安心して暮らしていけるよう、市民、保健医療関係者、事業者及び市が一丸となって取り組んでいかなければならない。」と記載されており、第3条から第6条までには、市の責務、市民の役割、保健医療関係者の役割、事業者の役割が規定されています。

本市は、条例の規定に基づき、関係機関と連携を図りつつがん対策に関する施策を実施していきます。

(6) 世界共通の目標「SDGs」への対応

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本市は世界標準のまちづくりを進めています。

平成 27(2015)年9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて採択された国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)については、日本においても、国や地方公共団体を含め各関係機関において積極的に取り組まれています。本市は、SDGs未来都市・アジア初のハブ都市として、事業や計画にSDGsの要素を組み込みSDGs推進に取り組むことで、地域課題解決を図るとともに、国際社会における責任を果たしています。

SDGsは、「誰ひとり取り残さない」という理念のもと、「17の目標(ゴール)」と「169のターゲット」から構成されています。本計画は、「ゴール3：すべての人に健康と福祉を」を中心に、以下にゴールと特に関係しています。

- **ゴール3：すべての人に健康と福祉を**  
がん予防・早期発見の推進により、がんの罹患率・死亡率の低下を図ります
- **ゴール4：質の高い教育をみんなに**  
小児がん患者に対する支援を行い、教育の機会を保障します
- **ゴール5：ジェンダー平等を実現しよう**  
男性、女性それぞれに特有のがん対策を推進します
- **ゴール8：働きがいも経済成長も**  
がん治療と仕事の両立支援を推進します
- **ゴール 10：人や国の不平等をなくそう**  
病気の有無に関わらず活躍できる社会を目指します
- **ゴール 17：パートナーシップで目標を達成しよう**  
関係機関と連携し、一丸となりがん対策を推進します

参考資料

静岡市がん対策推進条例

平成 31年3月 20日

条例第 99号

静岡市は、豊かな自然環境と温暖な気候に生まれ、多彩で魅力的な食材に恵まれた地域であり、市民一人ひとりが健康の増進に努め、生涯を通じて健康で自分らしく生活できるまちを目指している。

しかしながら、市民の疾病による死亡の最大の原因であるがんは、市民の生命や健康に対する脅威となっており、生涯を通じて健康で自分らしく生活できるまちづくりを進めるためには、がん対策を積極的に進める必要がある。

がん対策には、市民一人ひとりが、がんを正しく知り、幼少期から健康的な生活習慣と知識を身に付け、がんの予防や早期発見に努めるとともに、適切な医療や支援により、がん患者とその家族の不安や負担を和らげ、地域で安心して暮らしていけるよう、市民、保健医療関係者、事業者及び市が一丸となって取り組んでいかなければならない。

そこで、私たちは、全ての市民が未来に希望を持って豊かな価値ある人生を送るために、がんに対する意識を高め、行動することで、がんと向き合い、がん患者とその家族の心に寄り添うことができ、がんにかかったとしても自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、がん対策基本法(平成 18 年法律第 98 号)及び静岡県がん対策推進条例(平成 26 年静岡県条例第 93 号)の趣旨を踏まえ、がん対策に関し、市民、保健医療関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民誰もが、がんへの理解及び知識を深め、予防や早期発見に努めるとともに、がん患者が尊厳を保ちつつ安心して暮らすことのできる社会を構築するための総合的ながん対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 がんの予防及び早期発見並びにがん医療に携わる者をいう。
- (2) がん患者等関係団体 がん患者及びその家族等で構成される団体をいう。
- (3) がん医療 科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を営む者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、国、静岡県、保健医療関係者並びにがん患者等関係団体との連携を図りつつ、が

ん対策に関する施策を実施するものとする。

2 前項の施策は、がん医療のほか、福祉、介護、教育、雇用等幅広い観点を踏まえて実施しなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及びがんの原因となるおそれのある感染症の正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、積極的にがん検診を受診し、がんの早期発見及び早期治療に努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第5条 保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防及び早期発見に寄与するよう努めるとともに、質の高いがん医療を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員及びその家族(以下「従業員等」という。)に対するがんに関する正しい知識の普及に積極的に取り組むとともに、従業員等ががんを予防し、及び定期的ながん検診を受けることができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、従業員等ががん患者となった場合であっても、当該従業員が勤務を継続しながら治療し、療養し、又は看護することができる環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進)

第7条 市は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響及びがんの原因となるおそれのある感染症に関する知識の普及啓発その他がんの予防の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

(喫煙及び受動喫煙対策の推進)

第8条 市は、肺がんをはじめとした多くのがんの原因である喫煙の抑制に向け、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発を図るほか、健康増進法(平成14年法律第103号)その他の法令に基づき、受動喫煙の防止の推進に関し必要な施策を実施するものとする。

(女性に特有のがん対策の推進)

第9条 市は、女性に特有のがんに関し、り患しやすい年齢を考慮した予防手段についての正しい知識の普及啓発、検診の推進及び社会復帰に向けた支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(がん教育の推進)

第10条 市は、学校において児童及び生徒が、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識その他がんに関する知識を習得し、及びがん

患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めるため、健康に関し必要な教育を推進するものとする。

(早期発見の推進)

第11条 市は、がんの早期発見に資するよう、保健医療関係者、がん患者等関係団体等と連携し、がん検診の受診率及び質の向上等を図るために、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) がんの早期発見の重要性に関する啓発及び広報

(2) がん検診の受診が可能な医療機関等の周知

(3) がん検診を受診しやすい環境の整備

(4) 年齢、性別等を考慮したがん検診の受診の勧奨

(5) がん検診の精度管理の充実

(6) 前各号に掲げるもののほか、がんの早期発見の推進に関し必要な施策

(情報の提供)

第12条 市は、医療機関その他関係団体と連携を図りつつ、市民に対し、がん対策及びがん医療に関する適切な情報提供に努めるものとする。

(医療の推進)

第13条 市、医療機関その他関係団体は、静岡県と連携を図りつつ、がん患者が適切ながん医療を受けることができるよう、必要な事業の推進に努めるものとする。

(在宅医療の充実)

第14条 市、医療機関その他関係団体は、静岡県と連携を図りつつ、がん患者が、その居宅において療養できるよう必要な在宅医療体制の整備に努めるものとする。

(緩和ケアの充実)

第15条 市、医療機関その他関係団体は、静岡県と連携を図りつつ、緩和ケア(がん患者の身体的苦痛、精神的苦痛その他の苦痛又は社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。)の充実を図るために必要な事業の推進に努めるものとする。

(がん患者及びその家族等への支援)

第16条 市は、がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族の精神的な苦痛、社会生活上の不安等の軽減に資するため、静岡県、保健医療関係者等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) がん患者及びその家族に対する相談体制の充実及び強化

(2) がん患者等関係団体が行うピア・サポート(がん患者及びその家族に対するがん経験者及びその家族による相談支援の取組をいう。)に対する支援並びにがん患者等関係団体が行うがん患者の療養生活及びその家族に対する活動の支援

(3) がん患者の就労に関する啓発活動及び相談体制の整備その他就労に関する必要な支援

(4) がん患者に対する学校教育に関する必要な支援

(5) 前各号に掲げるもののほか、がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族への支援に関し必要な施策  
(ライフステージに応じた支援の推進)

第 17 条 市は、小児期、AYA 世代(思春期及び若年の成人の世代をいう。)、高齢期等の各段階におけるがん患者に特有な身体的、精神的、心理的及び社会的問題に対し、それぞれの段階に応じた支援をするよう努めるものとする。

(がん患者及びその家族を支える地域づくりの推進)

第 18 条 市は、静岡県、保健医療関係者及びがん患者等関係団体と連携し、がんになり患しても住み慣れた地域で生活ができるよう、がん患者及びその家族を支える地域づくりの推進に努めるものとする。

(静岡市がん対策推進協議会の設置)

第 19 条 がん対策に関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 市のがん対策の推進に関する重要な事項について調査審議し、又は市長に意見を述べること。

(2) 次条第2項の規定による諮問に対する答申に関すること。

3 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) がん患者等関係団体に属する者

(2) 医師その他保健医療関係者

(3) 学識経験を有する者

(4) 市民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

5 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(計画の策定等)

第 20 条 市長は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、協議会に諮問するものとする。

3 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第 21 条 市は、がん対策に関する施策を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第 22 条 市長は、毎年度、本市のがん対策に関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 31 年4月1日から施行する。



平成 31 年3月 27日

規則第 14 号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県がん対策推進条例(平成 31 年静岡県条例第 99 号)第 19 条第8項の規定に基づき、静岡県がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 31 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(会長、副会長を除き五十音順、敬称略)

氏名	所属団体名等	備考
若林 敬二	静岡県公立大学法人静岡県立大学 特任教授	会長
前田 明則	地方独立行政法人静岡市立静岡病院 副病院長	副会長
足立 典子	全国健康保険協会 静岡支部 保健専門職	
池田 恵一	静岡県立こども病院 ほほえみの会 代表	
勝見 道乃	市民委員	
小島 亮士	静岡労働基準監督署 副署長	
是永 理恵	市民委員	
佐々木 雄史	清水薬剤師会 理事	
田中 佑一郎	一般社団法人静岡市清水歯科医師会 生涯研修部オブザーバー	
長倉 友美	市民委員	
星野 希代絵	あけぼの静岡 代表	
松永 秀昭	静岡商工会議所 常務理事	
松本 志保子	公益社団法人静岡県看護協会 会長	
室井 正彦	一般社団法人静岡市清水医師会 理事	
吉川 俊之	一般社団法人静岡市静岡医師会 副会長	

中間見直しにご協力いただいた皆様 (委員任期) (五十音順、敬称略)

狩野 佐知子	市民委員 (R1 年7月31日~R5 年7月 30 日)
小坂 光輝	静岡労働基準監督署 副署長 (R4 年4月1日~R5 年3月 31 日)
櫻井 郁子	公益社団法人静岡県看護協会 常務理事 (R1 年7月31日~R5 年7月 30 日)
佐塚 太一郎	一般社団法人静岡市静岡歯科医師会 専務理事 (R3 年7月31日~R5 年7月 30 日)
高井 由美子	市民委員 (R3 年7月31日~R5 年7月 30 日)
山本 勝央	一般社団法人静岡市薬剤師会 副会長 (R3 年7月31日~R5 年7月 30 日)